

石川県公報

令和5年3月14日

第13590号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による命令の内容となる事項	(森林管理課)	1	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同) 6
○入札公告	(文化振興課)	2	○基本測量実施公告 (監理課) 7
○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課)	3	○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 7
○土地改良区の清算人退任公告	(農業基盤課)	6	○土地区画整理組合の設立認可公告 (同) 7
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(同)	6	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 8

告 示

石川県告示第100号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり命令をする。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(2) 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破砕又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町並びに羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存

する森林の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

令和5年5月20日から同年7月20日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、令和5年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理するものが1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物件名及び数量

令和5年度石川県立図書館納入資料(図書) 一式

予定冊数 11,300冊

(2) 調達物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納品場所

金沢市小立野2丁目43番1号 石川県立図書館

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、本体価格1,000円(消費税及び地方消費税額を加算していない額)の図書に対する納入価格(消費税及び地方消費税額を加算していない額で、円単位の整数とする。)を入札書に記載することとし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、

令和4年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札説明書及び仕様書等の配布方法等

(1) 配布期間

令和5年3月14日(火) 午前10時から同月23日(木) 午後1時まで

(2) 配布方法

以下の石川県立図書館ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/category/bid/index.html>

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号

石川県立図書館 閲覧サービス課

電話番号 076-223-9580

(2) 入札書の受領期限

令和5年3月23日(木) 午後1時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(3) 開札の日時

令和5年3月23日(木) 午後1時30分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)七尾市石崎町土地利用計画

七尾市石崎町ヨ1-2の一部ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社どんたく 代表取締役 山口 宗大
七尾市作事町80番地
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久
東京都千代田区外神田二丁目2番15号
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月3日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,377平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 105台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 88平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 29.0立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社どんたく 午前9時から午後10時まで
ウエルシア薬局株式会社 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設2 24時間
 - 7 届出年月日
令和5年3月2日
 - 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
 - 9 届出等の縦覧期間
令和5年3月14日から同年7月14日まで
 - 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和5年7月14日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス額新保店

金沢市額新保1丁目365番 ほか7筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月4日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,326平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 53台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 17台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.57立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和5年3月3日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和5年3月14日から同年7月14日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和5年7月14日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の清算人退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があった。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

清算法人七尾土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
清算人代表	坂井 助 光	七尾市細口町ホ部29番1地	令和5年2月25日
清算人	守友 清 藏	七尾市下町ツ部32番地	〃
〃	佐藤 喜 典	七尾市所口町ハ部19番地	〃
〃	武元 晴 彦	七尾市飯川町12部26番地	〃
〃	小林 秀 和	七尾市八幡町ホ部2番地	〃
〃	和田 修	七尾市国下町子部47番地	〃
〃	白山 博	七尾市千野町ナ部52番地	〃
〃	竹林 忠 義	七尾市八田町ヨ部65番地	〃
〃	林 繁 壽	七尾市中挾町ツ部21番地	〃
〃	室塚 義 明	七尾市江曾町井部55番地	〃
〃	瀧口 勲	七尾市若林町テ部14番地	〃
〃	前吉 俊 明	七尾市白馬町13部37番地	〃
〃	古木 真 人	七尾市国分町カ部31番地	〃
〃	中森 芳 男	七尾市本府中町モ部138番地1	〃
〃	川尻 章 夫	七尾市上府中町セ部15番地	〃
〃	川原 重 男	七尾市天神川原町ホ部30番地	〃
〃	杉本 喜久雄	七尾市藤橋町ナ部17番地	〃
〃	西澤 治 彦	七尾市古府町ヌ部65番地	〃
〃	杉本 吉 男	七尾市古府町ラ部42番地	〃
〃	細川 正 行	七尾市国分町ワ部52番地	〃
〃	寅松 清 一	七尾市大田町6部74番地1	〃

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年3月15日から同年4月13日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
五間堂・中庄地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	能美市産業交流部 農 林 課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	鹿 頭 地 区	令和5年3月1日

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (衛星合成開口レーダー地盤変動測量)	令和5年4月1日から 終了を通知するまで	県内全域
基本測量 (航空重力測量)	令和5年4月1日から 同年7月31日まで	県内全域

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

- 土地区画整理事業の名称
能美市福島産業団地土地区画整理事業
- 施行者名称
能美市土地開発公社
- 事務所の所在地
能美市来丸町1110番地
- 施行認可の年月日
令和元年12月20日
- 変更認可の年月日
令和5年3年7日
- 変更の内容
事業施行期間
令和元年12月27日から令和6年3月31日まで

土地区画整理組合の設立認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

- 組合の名称
白山市番匠町土地区画整理組合
- 事業施行期間
令和5年3月14日から令和9年3月31日まで
- 施行地区に含まれる地域の名称

白山市番匠町の一部
(施行地区内に介在する道路及び水路敷を含む。)

- 4 事務所の所在地
白山市番匠町231番地3
- 5 設立認可の年月日
令和5年3月7日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場及び白山市役所の掲示場に掲示する。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和5年3月14日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
羽咋市川原町テ39番1、39番2、39番4、41番1、42番の一部、43番1の一部、43番2の一部、43番3の一部、43番4の一部、46番の一部、47番1、48番3、55番7、58番6、58番7、85番1、85番2の一部、106番の一部、109番1、114番の一部、115番1、126番	広場 羽咋市川原町テ42番の一部、43番1の一部、43番2の一部、43番3の一部、43番4の一部、46番の一部、85番2の一部、106番の一部、114番の一部	羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長 岸 博一